

新沖繩県離島振興計画

平成14年12月
沖 繩 県

目 次

第1章 総 説	1
第1節 計画策定の意義	1
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の目標	3
第2章 計画の基本方向	4
第1節 基本的課題	4
1 離島を取り巻く時代潮流	4
2 離島の地域特性	5
3 基本的課題	7
第2節 振興の基本方向	10
1 振興の基本方向	10
2 離島振興推進に当たっての視点	14
第3章 振興施策の展開	16
第1節 自然環境の保全・活用	16
第2節 地域特性を生かした産業の振興	17
1 観光・リゾート	17
2 亜熱帯性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興	20
3 地場産業の振興	25
第3節 安らぎと潤いのある生活空間の創造	26
1 環境負荷の少ない循環型社会の形成	26
2 生活環境基盤の整備	27
3 農山漁村の総合的整備	28
4 災害に強い県土づくり	28

第4節	健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保	29
1	健やかで安心できる暮らしの確保	29
2	保健医療の充実	31
3	ともに支える社会の構築	32
4	安全・安心な生活の確保	32
第5節	多様な人材の育成と文化の振興	33
1	学校教育の振興	33
2	社会教育の振興	34
3	産業や地域社会を担う人づくり	34
4	地域文化の振興	35
第6節	持続的発展を支える基盤づくり	35
1	交通体系の整備	36
2	情報通信基盤	38
3	水資源	39
4	エネルギー	39
第7節	地域間交流の促進による島の活性化	39
第4章	圏域別振興方策	41
1	北部圏域	41
2	中・南部圏域	44
3	宮古圏域	48
4	八重山圏域	53

(参考資料) 主要事業等一覧

第1章 総 説

第1節 計画策定の意義

本県は、全国でも有数の離島県で、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に点在する多くの島々から成り立っている。沖縄振興特別措置法により指定された離島は55島で、このうち、有人離島は40島である。

指定離島の面積は1,027平方キロメートルで、県土面積の45.2パーセントを占め、また、平成12年国勢調査に基づく人口は128,694人で、県人口の9.8パーセントを占めている。

離島振興については、これまで3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策が進められ、各種社会資本の整備が図られてきた。

また、財政力が脆弱な離島市町村に対して、県単独補助事業、国庫補助事業に対する県費の嵩上げ、過疎債・辺地債の許可等行財政上の支援措置を講じてきた。

その結果、農林水産業等の生産基盤、空港、港湾、道路等のアクセス基盤の整備、水道、電気等の生活関連、医療・福祉・教育施設等の整備を中心に各面にわたり相当の成果を上げ、住民生活も向上するとともに、産業面においては、特に観光関連の分野で進展が見られるなど、離島地域の社会経済は着実に発展してきた。

しかしながら、離島は、四方を海に囲まれ（環海性）、また、その面積も比較的狭く（狭小性）、しかも、経済、文化の中心から遠く離れている（隔絶性）といった地理的及び自然的条件等から、医療・福祉等の生活環境面で低位にあるほか、情報通信基盤の後れなど依然として格差がある。

また、若年層の慢性的な流出や高齢化が一層進行するなど、なお多くの課題が残されている。

このような中、本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけでなく、沖縄の地域特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める「沖縄振興計画」が策定され、離島の振興策についても新たな展開が求められている。

本県の離島は、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然、独特な伝統文化やゆったりとした生活空間を有している。

また、多彩な特産品や優れた工芸品を産出するなど、地域特性を生かした振興策を推進する上での有力な資源を有している。

近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まってきている。

このような中で、離島は、豊かな自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図り、国民の健康保養や癒しの場を提供するなど、その果たす役割はますます重要となってきた。

このため、今後の離島振興を進めるに当たっては、これまでの成果を踏まえ、引き続き、自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図りつつ、各種基盤整備等を推進し、離島の持つ不利性の軽減に努めるとともに、離島の持つ優位性を積極的に評価し、それを伸ばしていく取り組みが重要である。

また、住民をはじめ多様な主体の参画のもと、地域特性を最大限に発揮した特色ある産業の振興を図るとともに、本県の国際的な観光・リゾート地形成の一翼を担う地域として、また、国民の総合的な健康保養の場として形成していくことは、離島地域の自立的発展に資するばかりではなく、県土の均衡ある発展を促進し、本県経済の全体的な発展を図っていく上からも極めて重要である。

さらに、沖縄振興計画の基本方向及び基本姿勢を踏まえて、離島を取り巻く時代の流れを的確に捉えるとともに、今後、多様化するニーズに適切に対応し得る社会システムを構築していく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、新たに長期的、総合的な観点に立って離島の将来を展望し、その振興の方向と施策の在り方を明らかにするために策定するものである。

第2節 計画の性格

この計画は、「沖縄振興計画」の基本方向に沿って離島の振興を図るために策定する総合的計画であり、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては離島振興施策の基本となるものであり、市町村及び民間部門においてはその自発的活動の指針となるものである。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成14年度から平成23年度までの10か年とする。

第4節 計画の目標

この計画においては、住民の創意と豊かな自然や独特の文化など離島の有する特性を積極的に生かしつつ、自立的発展のための基礎条件を整備するとともに、我が国の社会経済、文化の発展及び国民の総合的な健康保養に寄与する特色ある地域として整備を図り、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会を実現することを目標とする。

第2章 計画の基本方向

第1節 基本的課題

1 離島を取り巻く時代潮流

これまで、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等に基づいて、離島地域の振興を進めてきたところであるが、少子高齢化、高度情報化、地方分権の進展等、我が国の経済・社会システムが大きく変革しはじめている今日、離島もこの変革のうねりの中にある。

また、多様性や個性に一層の価値が認められる社会となっていく中、多様で魅力的な島々から構成されている離島に対する人々の関心が高まってきている。

このような社会情勢の変化や人々の価値観の多様化に伴い、従来の物質的豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とふれあう中で生まれるゆとりや潤いのある生活への志向が高まり、自然環境との調和を目指す、環境に優しい環境共生型社会への変革が求められている。

また、離島の持つ優れた自然環境や景観、独特の伝統文化、ゆったりとした生活空間は、国民の総合的な健康保養の場としても期待されている。

情報通信技術の革新と普及により、社会全体の効率性は飛躍的に高まり、社会経済システムは大きく変革しはじめている。情報通信技術を駆使した産業活動の高まり、新たな産業や新しい就労形態の創出、消費者との直接取引の増大等による流通形態の変化など、産業経済面にも大きな影響を及ぼしはじめている。

高度情報化の進展は、距離的・時間的制約を克服し、離島の地理的条件を克服するための有力な手段となり得る。地域間の新たな情報格差が生じないように、適切な対応が必要である。

全国的に少子高齢化が進んでいる中、特に離島においては、高齢化の急速な進行や若年者の慢性的な流出による人口減少が進んできている。平成12年国勢調査における離島の若年者（15～29歳）比率は16.4パーセントとなっており、本島の21.8パーセントと比較して5.4ポイント低く、また、高齢者（65歳以

上) 比率は19.5パーセントとなっており、本島の13.2パーセントと比較して6.3ポイント高くなっている。

さらに、社会情勢の変化と価値観やライフスタイルの変化に伴い、日常生活圏の拡大、少子高齢化の進展、行政サービスの多様化、地方分権の進展など、市町村を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これらに対する的確な市町村行政がこれまで以上に求められている。

近年、国、地方を通じて、財政状況を取り巻く環境は厳しいものとなってきている。

2 離島の地域特性

本県の離島は、全国の中でも際だった様々な地域特性を有している。魅力ある離島を創造するためには、離島の優位性を最大限に発揮していくことが重要である。

離島は四方を海に囲まれ、面積も比較的狭く、経済、文化の中心から遠く離れていることなどから、産業の振興や経済の発展にとって制約になるとともに、基盤整備の非効率性等をもたらしてきた。さらには、若者の慢性的な流出をもたらし、少子高齢化が進行してきた。

また、離島は、台風の襲来により、農林水産業への影響はもとより、交通機関の遮断、生活物資の不足など住民生活や産業面への影響が大きい。さらに、離島は、その狭小性から環境容量が小さいという自然的特性がある。

一方、本県の離島は、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖であることと併せ、サンゴ礁に囲まれた海岸線には白い砂浜が広がるほか、マングローブ林やイリオモテヤマネコなどの貴重な動植物が生息している。

また、ゆったりとした生活習慣、先祖代々受け継がれてきた祭り、歴史に育まれた織物などの伝統工芸、渡名喜島や竹富島などに見られる伝統的集落の景観等、島ごとに独特の文化がある。

このような豊かな自然環境や文化の中で育まれた、高齢者がゆったりと暮らす島は、癒しの空間を提供する場として、全国的に見ても非常に特徴的な魅力ある地域を形づくっている。

この島々の魅力は、個性豊かな観光・リゾートや様々な交流の場としての活用をはじめ、農林水産業の振興、学術研究のフィールドとしての活用の可能性を付与するものである。

また、広い海域に多くの島々が点在しており、我が国の経済水域や海洋資源等の確保の点で重要な意味を持っている。八重山・宮古地域は台湾などアジア諸国に近接しており、国境を越えた地域の連携・交流の可能性を秘めている。

このような離島の特性のほか、面積、人口、位置、産業構造などは、各島ごとに異なっている。

有人離島を面積規模で分類すると、西表島(289 k m²)、石垣島、宮古島の3つの大規模な離島(150 k m²以上)、久米島、南大東島、伊良部島、与那国島、伊江島、伊平屋島、多良間島の7つの中規模な離島(100~20 k m²)、伊是名島などの10の小規模な離島(15~5 k m²)及び由布島(0.15 k m²)のような20の極めて小規模な離島(4 k m²未満)がある。

また、人口規模で見ると、40,000人以上の人口を有する島は宮古島(46,377人)、石垣島(43,302人)で、10,000人~1,000人の比較的人口の多い島は久米島、伊良部島、伊江島、西表島、伊是名島、与那国島、南大東島、伊平屋島、多良間島、1,000人~100人の比較的人口の少ない島は粟国島など16島、鳩間島など100人未満の少人数の島は13島となっている。

位置特性を類型化すると、大きく3つに分けられる。

本島から航路1時間以内にある本島近接型離島としては、伊江島、渡嘉敷島など9島がある。

大型島を中核に航路1時間以内にある群島型離島としては、宮古島を中核として、池間島、伊良部島など6島からなる宮古群島がある。また、石垣島を中核として、竹富島、西表島など7島からなる八重山群島がある。

本島及び中核離島から航路1時間圏外にある孤立型離島としては、伊平屋島、南大東島、多良間島、与那国島など18島がある。

本島及び中核離島から遠距離にある孤立型離島が多いのが、本県離島の1つの特徴となっている。

産業構造を産業別就業者数の構成比で見ると、第一次産業が20.7パーセント、

第二次産業が19.5パーセント、第三次産業が59.1パーセントとなっている。第一次産業の構成比を本島と比べると、本島の4.4パーセントに比べ、格段に高く、農林水産業は離島地域の基幹産業になっており、本島の主要な農林水産物の供給地となっている。第一次産業の占める比率の高い市町村としては城辺町(51.1%)、下地町(46.1%)、多良間村(40.8%)等となっている。

第二次産業は、本島の18.7パーセントとほぼ同率であるが、建設業の占める比率が本島より高くなっている。第二次産業の占める比率の高い市町村としては、北大東村(43.5%)、南大東村(33.5%)、伊平屋村(32.7%)等となっている。

第三次産業は、本島の76.1パーセントと比べるとかなり低くなっているが、近年、観光・リゾート産業の進展に伴い、サービス業を中心に増加基調で推移している。第三次産業の占める比率が高い市町村としては、座間味村(92.5%)、渡嘉敷村(84.5%)、平良市(68.9%)、石垣市(66.8%)等となっている。

3 基本的課題

3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等に基づき、社会資本の整備を中心に諸施策が積極的に進められた結果、各分野において、本島の格差も次第に縮小するなど着実に成果を上げてきた。

しかしながら、離島の持つ地理的条件等から、医療・福祉等の生活環境面で低位にあるほか、情報通信基盤整備の後れなど依然として格差が残されている。また、若年層の慢性的な流出や高齢化が進行している。

このような中、離島においていまだ十分とはいえない分野を引き続き整備するとともに、離島を取り巻く時代の流れと多様なニーズに適切に対応し、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会を実現するためには、今後、解決すべき多くの課題がある。

第1に、本島の人口が昭和45年から平成12年までの30年間で約38万2千人、47.3パーセントと大幅に増加したのとは対照的に、離島においては約9千人、6.5パーセント減少した。近年はほぼ横這いで推移しているが、全県に占める割合は一貫して低下している。

また、平良市、石垣市の人口は増加傾向にあるものの、両市と若干の町村の

島々を除く多くの離島では依然として減少傾向にある。

離島における年齢構成を見ると、15歳未満の年少人口の構成比は年々低下し、さらに若年者（15～29歳）比率は本島平均をかなり下回っている。一方、高齢者（65歳以上）比率は本島平均を大きく上回っている状況にある。

また、島別の人口規模を見ると、千人未満の島が多く、本県の離島は概して人口の少ない小規模な離島が多い。

人口の規模とその構成は、産業活動や社会活動に大きな影響を与える重要な要素である。

このため、若者が定着する魅力ある就業の場の確保や生活環境の整備を促進するとともに、高齢化の進行に対応した施策等に総合的に取り組むことが重要である。

第2に、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、人々の生活意識は、ゆとりや潤いのある生活を求めることへと変わってきている。

このような中であって、離島の豊かな自然環境は、県民はもとより国民にとってもかけがえのない財産であり、また、地域の振興にとっても有力な資源である。

しかしながら、各種廃棄物の排出や赤土の流出等により、自然環境の悪化が懸念されている。

このため、環境共生型社会を構築するとともに、優れた自然環境を生かした地域振興への取り組みが重要である。

第3に、産業の振興は、離島地域が持続的発展を遂げる最も基本的な要件であることから、これまで、離島の基幹産業である農林水産業を中心に各種生産基盤の整備が図られてきた。近年、観光・リゾート産業が急速に成長しており、地場産業でも観光入域者の増加に対応した食品加工産業や工芸産業などに進展が見られる。

しかしながら、離島の産業については、市場から遠隔地にあること、概して経営規模が小さいこと、後継者が不足していることなどの課題がある。

このため、離島の優位性を生かした観光・リゾート産業、農林水産業等の振興及び各産業間の連携を強化し、地域経済への波及効果の拡大を図る取り組み

が重要である。

第4に、地域特性に立脚した定住環境を整備し、快適で潤いのある豊かな生活環境や環境に優しい生活空間の創出を図るため、上下水道、公園・緑地、廃棄物処理施設等の生活環境基盤の整備を促進する必要がある。特に、後れている汚水処理施設、廃棄物処理施設の整備を図ることが重要である。

また、島内で困難な廃棄物処理については、本島地域との連携が重要である。

離島における保健医療を確保するため、地域の実情に応じた保健医療体制及び救急医療体制の充実を図るとともに、高齢化が他地域を上回って進行する離島において、高齢者が安心して暮らせる地域社会の形成に向けての取り組みが重要である。さらに、小規模離島においては、地域の福祉ニーズの特性に合わせた施策が課題となっている。

第5に、島の将来を担う人材の育成に果たす学校教育の役割は極めて高く、地域の特性を生かした教育に取り組み、子どもたちの能力と個性が発揮できる環境整備を進めていく必要がある。

また、高齢化が進行していることから、農林水産業、伝統工芸産業、伝統文化等の後継者の育成・確保を図るとともに、介護サービス、医療、保健師等の専門的人材が不足していることから、福祉、医療等の分野における人材の育成・確保を図る。さらに、離島は、比較的人口規模が小さいことから、地域外の人材の積極的な活用を図ることが重要である。

地域文化の振興については、古くから受け継がれてきた伝統文化等の保存と活用を図ることが重要である。

第6に、社会資本の整備については、住民生活の向上に資するとともに、時代の要請に応じ視点を変えながら、より効率的、効果的な整備を進めていかなければならない。地理的不利性を抱える離島において、県内外や都市部との連携を強化し、人、物、情報の交流の活発化を図る上から、空港・港湾・道路の整備等総合的な交通通信体系の改善整備が重要である。

また、水、エネルギーについては安定的供給を図る必要がある。

整備に当たっては、島々の自然・生活環境と調和した整備を進めるとともに、既存の社会資本ストックの一層の有効活用を図る必要がある。

第7に、若者の流出、高齢化の一層の進行により地域活力の低下が懸念される離島において地域の活性化を図るためには、優れた自然景観や独特の文化等の離島の特性を生かし、就業の場の創出やUJイターンなどに効果をもたらす都市等との地域間交流に取り組むことが重要である。

第2節 振興の基本方向

1 振興の基本方向

離島の振興に当たっては、住民をはじめ多様な主体の参画の下、各島々の持つ豊かな自然、独特の文化等の地域特性を最大限に発揮した地域づくりを進める視点に立って、雇用機会の創出・拡大に向け、農林水産業や観光・リゾート産業をはじめとする特色ある産業の振興を図る。

また、産業基盤、交通基盤、情報通信基盤の整備、保健医療の確保、福祉の向上、教育及び文化の振興などを図り、豊かな自然環境を生かした快適で潤いのある生活空間を創造し、離島の持つ不利性の軽減や若者の定住促進及び交流人口の増加を図る。

さらに、各産業を担う人材の育成・確保、地域間交流の促進など、いわゆるソフト面の対策の拡充強化に努める。

これらの施策を推進することにより、我が国の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として、また、国民の総合的な健康保養の場として、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会の実現を目指す。

(1) 自然環境の保全と活用

本県の離島は、貴重な野生生物が生息し、学術的価値の高い植物群落及び優れた自然景観を有している。これらは、県民はもとより国民にとってかけがえのない財産である。

このような離島の豊かな自然環境は、訪れる人々にとって、憩い、くつろぐことのできる貴重な空間でもある。

近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、人々の生活意識は、ゆと

りや潤いのある生活を求めることへと変わってきている。その中で、離島は、国民の健康保養や癒しの場の提供、豊かな自然環境の保全、文化、歴史的遺産の保全など、その果たす役割はますます重要となっている。

このため、各種施策を進めるに当たっては、島しょ環境の保全に十分配慮するとともに、その優れた自然環境を生かした地域振興を図ることが重要である。

(2) 地域特性を生かした産業の振興

本県の離島は、地理的な不利性がある反面、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然に恵まれ、独特な伝統文化を有するなど、地域特性を生かした振興策を推進する上で有力な資源を有している。

このため、住民の創意と地域特性を生かした農林水産業の振興をはじめ、豊かな自然、独特な文化等を活用した個性ある観光・リゾート産業の振興、観光・リゾート産業と連携した製造業や伝統工芸産業等特色ある産業の振興を図り、地域経済の活性化を促進する。

観光・リゾート産業については、離島地域の自立的発展のための先導的役割を担う産業として、積極的にその振興を図る。

このため、体験・滞在型観光や健康保養をテーマとした観光の推進など、魅力ある観光・リゾート地の形成を図るとともに、これに対応する新たな雇用の場の創出に努める。

農林水産業については、各種生産基盤及び流通体制の整備を図るとともに、さとうきび等土地利用型作物、園芸作物、畜産等の生産体制を強化する。

また、農林水産物の付加価値を高める特産品の開発を促進するほか、観光需要も含む地産地消体制の整備を図る。

食品加工業等の製造業については、観光・リゾート産業と連携した土産品等の開発や地域食材等を活用した特産品の開発を促進するとともに、情報化等に対応した設備の近代化や技術力の向上を図る。

伝統工芸産業については、ゆとりや豊かさを求める消費者のニーズに応え

る地域産業として育成を図る。

また、離島では高齢化が進行していることから、各産業の担い手である後継者の育成・確保に努めるとともに、介護サービス事業者の育成や参入を促進し、雇用機会の創出に努める。

(3) 安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現

地域特性に立脚した定住環境を整備し、安らぎと潤いのある豊かな生活環境や環境に優しい生活空間の創出を図る。

このため、自然環境の保全・創造に努め、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて取り組む。

また、上下水道、廃棄物処理施設、公園・緑地、住宅の整備等、快適で潤いのある生活環境を支える基盤整備を図る。特に、污水处理施設、廃棄物処理施設については、快適な生活環境の確保や自然環境を保全する上で重要であることから、積極的な整備を促進する。

本県の離島は、台風等の自然災害を被りやすい地理的条件下にあることから、安全で快適な生活環境と県土の保全を確保するため諸施策を推進する。

また、だれもが安全で安心して暮らせる健康福祉社会の実現に向け、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりや、高齢者・障害者がいきいきと暮らせるための社会づくりを進める。特に、離島では高齢化が他地域を上回って進行していることから、高齢者の保健福祉対策への取り組みを強化する。

さらに、小規模離島における地域の福祉ニーズの特性に対応した取り組みを検討する。

離島地域の住民の保健医療を確保するとともに、国民的な健康保養の場の形成にも資する保健医療基盤、救急医療体制の充実及びこれらを支える人材の育成・確保に努める。

(4) 多様な人材の育成と文化の振興

地理的不利性を有し、概して人口規模の小さい離島地域が持続的に発展していくためには、人材の育成・確保が特に重要であり、産業、福祉、医療、

文化等を支える多様な人材の育成・確保に努める。

このため、地域の特色を生かした学校教育の推進と教育環境の整備に努めるとともに、地域におけるボランティア活動等を通して、創造性に富み人間性豊かな人材の育成を図る。

また、多様化、高度化する地域住民の学習ニーズに対応した生涯学習の支援体制の整備を図る。

離島では、高齢化が進展していることから、医師、看護師、訪問介護員等の福祉・医療の専門的知識・技術を有する人材の育成・確保に努める。

さらに、地域の活性化に資するため、地域住民の職業能力開発の機会の確保を図り、観光ガイドや地域ニーズに即した人材育成を図るほか、島の外からの視点も大切なことから、島外の人材の積極的活用を図り、地域の活性化を促進する。

離島は、各島ごとに自然、歴史、風土に根差した独特の文化を有することから、この文化を次の世代へ継承し発展させることや、地域における芸術鑑賞等文化活動の機会の創出に努める。

(5) 持続的発展を支える基盤づくり

住民生活の安定向上と産業経済の持続的発展を図るためには、その基盤となる各種社会資本の整備が重要であり、環境の保全に配慮しつつ、戦略的、重点的に整備を図る。

特に、交通体系及び情報通信基盤については、住民の利便性の向上、地域産業の振興、魅力ある観光・リゾート地の形成を図るため、空港、港湾の整備、交流拠点との連結を強化するアクセス道路等の整備など、総合的な交通体系の整備を進めるとともに、多様な情報通信基盤の整備を促進する。

さらに、観光客の増加に伴い、今後とも水需要の増加が見込まれることから、水資源の開発と保全を図り、水の安定供給に努める。

また、エネルギーについては、安定供給を図るとともに、環境に優しい自然エネルギーの導入を促進する。

さらに、離島は狭小であることから、施設整備に当たっては、圏域におけ

る広域的な活用を含めた検討を行うほか、既存の社会資本ストックの適切な維持管理、更新及び有効活用に努めるとともに、自然環境との調和に配慮する。

また、バリアフリー、情報化社会など新たなニーズに対応した整備を図るとともに、各種基盤整備に当たっては、住民やNPOとの連携の強化に努める。

(6) 地域間交流の促進による島の活性化

本県の離島には、優れた自然景観や独特の文化等、人々にとってゆとりや潤いのある生活をもたらす魅力的な資源があり、都市住民等との地域間交流を一層活発化する手段となり得る。

地域間交流の活発化は、地域の知名度アップ、就業の場の創出、UJIターンの増加などの効果をもたらすほか、島の魅力に対する住民の意識が高まるなど、様々な面で地域活性化に大きく貢献する。

これらの地域資源を活用し、体験・滞在型のエコツーリズム、グリーンツーリズム、児童生徒の交流などの地域間交流を促進するほか、多様なイベントやUJIターン情報など、地域からの積極的な情報発信に努める。

2 離島振興推進に当たっての視点

これまで述べてきた離島振興のための諸施策の実施等、今後の離島地域の振興を図るためには、沖縄振興計画の「参画と責任」、「選択と集中」、「連携と交流」といった基本的姿勢を踏まえ、特に次の4つの視点が重要である。

(1) 自主的・主体的な地域づくり

遠隔地にあり、比較的小規模な島が多い離島地域が、自立的発展を目指し、活力ある地域社会を形成するためには、自らの判断と戦略、自助努力を基軸とした地域づくりがより必要である。

このため、各離島市町村と地域住民が一体となって、自主的・主体的な地域づくりに取り組んでいくことが特に重要である。

(2) 地域の再評価、再発見

近年、国民のライフスタイルの変化等に伴い、豊かな自然、独特の文化等を有する離島は、国民の健康保養の場、癒しの空間として、価値がますます高まってきている。

このため、従来、不利とされてきた離島の持つ隔絶性、環海性により残された自然環境等は優れた観光資源として再評価する必要がある。また、新たな資源を再発見し、その魅力を最大限に発揮する取り組みが重要である。

(3) 新たな視点を生かす取り組み

地域の魅力を再評価、再発見するに当たっては、地域において培われてきた経験と知恵はもちろんのこと、Uターン者やIターン者等、島の外から来た人々の新たな視点やその知識を積極的に活用する取り組みが重要である。

さらに、島のファン人口・サポート人口を増やし、島の外との人的ネットワークを構築することにより、その視点と知識を地域の活性化に積極的に生かす取り組みが重要である。

(4) 効率的な行政体制の整備

少子高齢化の進展及び情報通信技術の飛躍的な発展や地方分権の推進など広域化・多様化・専門化する行政需要に的確に対応しつつ、行政サービスの維持・向上を図るためには、市町村の自立性を高め、行財政基盤の充実・強化を図る必要がある。

このため、離島の地理的特性や地域の将来像を十分に検討し、地域の自主的・主体的な取り組みにより、市町村合併等も視野に入れた行政体制の整備が重要である。

第3章 振興施策の展開

第1節 自然環境の保全・活用

本県の離島地域には、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁の海や貴重な動植物が生息する緑豊かな原生林など、多くの自然が残されている。この自然的特性は、県民はもとより国民にとっても貴重な財産である。

近年、従来物質的豊かさや利便性を求める時代から、心の豊かさや自然とふれあう中で生まれるゆとりや潤いのある生活への志向が高まっており、社会システムも自然環境と調和する環境共生型社会への変革が求められている。

このような中、離島は、国民の健康保養や癒しの場の提供、豊かな自然環境の保全、文化の保全など、その果たす役割はますます重要となっている。

また、この自然的特性は、特色ある農林水産業の振興や亜熱帯及び海洋性に関連する学術研究の場としての活用など、多様な可能性を付与するものでもある。

離島地域の振興を図るに当たっては、これらの離島地域の優位性を積極的に評価し、我が国の社会経済、文化の発展及び国民の総合的な健康保養の場に寄与する特色ある地域として整備し、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会を形成するように努める。

このため、諸施策を実施するに当たっては、必要に応じ環境影響評価を実施するなど自然環境の保全に努め、自然との調和に配慮し、環境負荷の少ない循環型社会を構築する。さらに、戦略的環境影響評価の導入を検討する。

各環境保全法令等に基づく施策はもとより、自然環境の保全に関する指針、沖縄県総合緑化基本計画に基づき、地域に適した自然保護及び緑豊かな県土づくりを総合的に推進する。

また、新たな自然国立公園の指定に向けて取り組むとともに、自然環境保全地域、自然公園地区及び鳥獣保護区の適正な配置・管理と活用を図る。

併せて、イリオモテヤマネコ等多くの希少・貴重な野生生物の適正な保護管理を図る。

離島の代表的生態系であるマングローブやサンゴ礁の保全を図るため、マングローブの生態系の機能についての啓発活動などを支援するとともに、東アジア海

地域及び国内のサンゴ礁保全に関する拠点として石垣市に整備された国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターや西表野生生物保護センターの活用を図る。

また、今後、より活発化すると考えられるエコツーリズムにおいては、「エコツーリズム重点推進地域」に指定された西表島、慶良間諸島等における保全利用協定の締結・活用促進を図るとともに、自然環境教育、自然保護思想の普及啓発活動の強化や自然体験型環境学習拠点施設の整備促進を図る。

併せて、農山漁村における体験・滞在型のグリーンツーリズム等を推進するなど、豊かな自然等の地域資源の活用を図る。

さらに、赤土等流出防止対策が大きな課題となっている離島地域においては、農地等の各種発生源対策の強化、赤土等の流出防止技術の研究・開発及び堆積土砂の除去、地域と連携した流域協議会の設置促進など総合的対策を進める。

第2節 地域特性を生かした産業の振興

離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。

このため、住民の創意と地域特性を生かした農林水産業の振興をはじめ、豊かな自然、独特な文化等を活用した個性ある観光・リゾート産業の振興、観光・リゾート産業と連携した製造業や伝統工芸産業等特色ある産業の振興を図るとともに、多様な就業機会の創出に努める。

また、産業活動の効果的展開のための環境整備を進めるとともに、観光・リゾート産業を中心とした産業間の連携を深め、地域経済全体の発展を図る。

併せて、各産業を支える人材の育成・確保を促進する。

1 観光・リゾート

美しい海と豊かな自然、独特の歴史、文化、ゆったりとした生活空間等魅力ある島々の特性を生かした個性ある観光・リゾート地の形成や国民の総合的な健康保養の場の形成、さらに、エコツーリズム、ブルーツーリズム、森林ツーリズム、グリーンツーリズム等の体験・滞在型観光等の促進など、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成を図る。

(1) 魅力あるリゾート地の形成

魅力あるリゾート地の形成に向け、宿泊施設、レクリエーション施設、文化施設等観光関連施設の整備を促進するとともに、空港、港湾、道路、公園、海浜等の観光関連公共施設の整備を促進する。

また、観光・リゾート地のネットワーク化を強化するアクセス道路等の整備を進めるとともに、離島の持つ豊かな自然環境や景観に配慮した道路、歩道・遊歩道、公園・緑地、海岸・養浜、休憩施設、洗面所等、アメニティを高める公共インフラの整備を促進する。

さらに、文化財の保存や自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、良好な景観の形成、離島の持つ特性に配慮した魅力あるまちづくりを促進し、快適で美しい観光・リゾート地の形成を図る。

(2) 総合的な健康保養の場の形成と地域資源を生かした体験・滞在型観光の推進

高齢化の進行、心の豊かさや癒しを求める国民の価値観とライフスタイルの変化、さらには健康志向の高まりなどに対応して、離島の持つ温暖な気候や豊かな自然環境、独特の文化、健康長寿に適した生活環境等の地域特性を生かし、国民の総合的な健康保養の場の形成を図る。

このため、海洋性リゾート地の形成のための施策に加え、保養、健康増進等に関連する施設、機能の整備や、これを支える保健医療機関とのネットワークの充実を図る。

また、障害者や高齢者が安心して快適に滞在できる施設づくりを促進するなど、バリアフリーの優しい観光地づくりに努める。

さらに、地域の多様な食材を生かし、健康の保持増進に資する食の提供や健康食品等の開発を促進し、普及を図る。

離島の豊かな自然、独特な文化等の地域資源を活用した体験・滞在型のエコツーリズム、グリーンツーリズム等や健康保養をテーマとする観光を促進する。

このため、保全利用協定の活用を促進するとともに、自然公園の整備に努

め、西表野生生物保護センターや国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいては、エコツーリズムの拠点としての活用を促進する。

また、これらの体験・滞在型観光等を支える施設整備や地域住民が主体的に参画する体験滞在プログラムの作成、インストラクター等の人材の育成に努める。

(3) 観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

増大し多様化する観光ニーズに対応するため、入域に必要な空港、港湾等の基盤整備を進める。

また、航空運賃の低減及び航空路線網の拡充に努めるとともに、高速船等の導入による海路の充実を図る。

また、本島と離島との交通網の整備に加え、離島間交通網の整備を促進し、広域観光ネットワークの形成を促進する。

宿泊施設については、体験・滞在型観光等に対応した、リゾートホテルやキャンプ場、民宿などの多様な施設整備を促進する。

また、地域特性を生かした魅力あるイベントの開催、野球、サッカー等のスポーツキャンプの定着及び誘致を促進するとともに、行政と関係団体が連携して誘客プロモーションを強化する。

さらに、ホスピタリティー向上運動等を推進し、地域住民が参画する協力体制の充実を図るとともに、観光関連従事者の接遇研修、ガイド、インストラクターの養成等人材育成の強化に努める。

台風時においては、航空機欠航情報、宿泊情報の提供など観光客への支援に努める。

併せて、(財)沖縄観光コンベンションビューローと市町村等との連携を図り、受入体制の整備を促進する。

観光施設等の整備については、自然環境の保全に留意しつつ、亜熱帯・海洋性の自然特性を生かした新たな観光資源の開発整備、ビーチ、マリーナ、海浜公園等の海洋性レクリエーション施設の整備、並びに都市地域との交流施設の整備を促進する。

また、観光案内標識、遊歩道、展望台等観光施設の整備を図るとともに、観光地や公園周辺の修景緑化を進め、環境の美化に努める。

さらに、伝統的な集落景観など離島らしい景観の保全に努め、快適で美しい観光・リゾート空間の創出に努める。

(4) 産業間の連携の強化

離島地域の自立的発展の先導的な役割を担う産業として、農林水産業、地場産業等との連携を強化し、観光・リゾート産業の経済波及効果の拡大を図る。

このため、農林水産業については、グリーンツーリズム実践者の養成に向けた研修の開催など、グリーンツーリズム等に対応した条件整備を促進するとともに、ホテル・民宿等からの需要に十分に対応できるよう生産体制を強化し、域内供給の拡大を図る。

そのため、地域らしい料理サービスとして、各地域の食材を生かした料理メニューの開発、食材の供給体制の整備を促進する。

製造業や工芸産業等については、観光・リゾート産業の進展に対応した土産品等の開発を促進するとともに、ブランド化を図り、観光土産品に占める島内産の供給の拡大に努める。

2 亜熱帯性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興

離島地域の農林水産業は、平成12年度において沖縄県全体の農林業粗生産額・漁業生産額の約40パーセントを占めるとともに、平成12年国勢調査においては、離島地域の就業者数の約20パーセントを占めるなど、本県の農林水産業及び地域経済において主要な地位を占めているところである。

このような中で、農林水産業の振興を図るためには、引き続きかんがい施設、増養殖場等の各種生産基盤の整備を図るとともに、環境と調和した持続型農林水産業への取り組みを強化する。

また、さとうきびや肉用牛、モズク等の流通・加工対策等の施策の実施により、亜熱帯性気候特性や海域特性等の優位性の発揮や生産性向上が期待される

重点品目の産地形成を促進する。

さらに、地域農林水産物の住民への消費拡大や観光・リゾート産業及び食品産業等と連携した地産地消体制並びに域外向け集出荷体制の整備等により、生産の拡大を図る。

(1) おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

亜熱帯性気候の優位性を生かした活力ある産地を形成し、健康長寿や観光・リゾート地にふさわしい高品質かつ安全で安心な農林水産物の生産供給体制の強化を促進し、域外出荷の拡大や観光需要も含む地産地消を促進する。

このため、園芸作物、肉用牛、養殖魚介類等の戦略品目については、市場競争力の強化による生産拡大を図る。

さとうきび、パイナップル、水稲、葉たばこ等の安定品目については、厳しい自然条件下においても比較的安定した生産が可能であるとともに、製糖企業など食品加工業の存立を支えるなど、地域経済に大きく寄与していることから、生産量の確保や生産の安定化を図る。

基幹作物であるさとうきびについては、経営規模の拡大及び耕作放棄地の解消へ向けた農地の流動化、農作業受託組織・農業生産法人の育成、機械化一貫作業体系の導入などにより、生産コストの低減化を図るとともに、生産の維持増大を図る。

マンゴー等の熱帯果樹については、土産物・贈答品用の需要の伸びが見られることから、耐候性ハウス等の各種近代化施設の整備、品質及び安定供給力の向上に向けた新技術の開発・普及など、各種施策の集中的実施により、拠点となる産地の形成を促進し、おきなわブランドを確立する。

葉たばこについては、本県収穫量の約9割を占めることから、栽培技術の改善、共同乾燥施設の整備等により、品質の向上、生産の安定化に努める。

水稲については、本県の亜熱帯性気候の優位性を発揮し、超早場米産地の育成を図るため、良食味品種の栽培技術の開発・普及、機械化の促進により生産体制の強化に努める。

ゴーヤー、とうがん等の野菜については、定時・定量・定品質の生産を図

ることを基本に、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設（平張施設）の整備により、地産地消や域外出荷を目指した産地の形成・育成を推進する。

畜産業については、離島地域の肉用牛の飼養頭数が本県全体の約8割を占めることから、草地開発等による自給飼料基盤の整備を促進し、なお一層の生産コストの低減を図る。併せて優良種畜の導入及び受精卵移植等の新技術の活用による品質の良い肉用牛の生産体制を確立し、安全で安心なブランドイメージの定着を図る。

水産業については、養殖場等の整備を促進し、モズク、スギ、シャコガイ、ウミブドウ等の養殖魚介類の生産拡大を図るほか、各離島の状況に応じた生産拡大、生産安定化を図る。

(2) 流通・販売・加工対策の強化

大消費地から遠隔地にあることから輸送上の不利性を軽減するとともに、観光客や県内外の消費者・市場に向けて品質の高い信頼される農林水産物及び加工品を効率的かつ安定的に供給できる流通・販売・加工体制を構築する。

また、市場競争力の強化に向けたマーケティングの充実を図る。

このため、多様な流通チャンネルを開拓し、県内外の需給実態や流通の実情に適合した計画生産・出荷システムの構築や、鮮度保持輸送方法の確立、集出荷体制、輸送体制を整備し、輸送コストの低減対策を促進する。

また、地域農林水産物の住民への消費拡大や食品産業や観光関連産業との連携を強化し、地産地消体制の整備や特産品の開発を図るとともに、産直販売の増加、市場外流通の拡大など多様化する消費者のニーズに対応した産地・消費者情報の受発信機能を強化し、積極的な販売促進に取り組む。

特に、観光・リゾート産業等との連携を強化し、地域食材を活用した料理、特産品の開発を促進するとともに、ホテル等のニーズに応じた地域食材等を安定的に供給する体制の整備を促進する。

また、農林水産物の付加価値を高める特産品やモズク等の機能性食品の開発に対する支援や素材の特色を生かした加工品の開発を促進する。

製糖企業については、砂糖生産振興資金の活用等により一層の集荷・製造

経費の低減に取り組むとともに、分みつ糖企業及び含みつ糖企業に対し経営安定対策を実施する。

特に、含みつ糖については、ケーンセパレーションシステムの導入等により新含みつ糖の製造、表皮ワックスを利用した新製品の開発等、製糖副産物の高付加価値化を図る。

また、健康食・自然食志向の高まりに対応し、輸入糖との差別化を図るため、有機栽培による含みつ糖（オーガニック黒糖）の製造を目指す。

(3) 担い手の確保と農林水産技術の開発・普及

離島においては、農家数、農業就業者数が減少し、特に若年層の就農者が著しく減少する中で、高齢化が一層進行していることから、新規就業者の育成、意欲的な経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るとともに、経営の安定・発展に向けた支援体制の充実強化を図る。

このため、農業後継者育成基金の活用、普及センター等における研修教育、技術・経営指導等の充実や家族経営協定等の促進を図るとともに、社会的活動に積極的に参加する女性起業家を育成する。

さらに、認定農業者等担い手への農地の利用集積による経営規模の拡大及び経営改善のための機械・施設の整備を促進するとともに、法人経営体及び作業受託組織等の育成を図る。

また、農業協同組合や漁業協同組合が地域農林水産業の振興と地域活性化に十分その機能を発揮できるよう組織・機能の再編・整備を促進し、経営基盤の拡充強化を図るとともに、経営管理能力の向上、技術・経営指導体制の充実強化を促進する。

共済制度の拡充強化を促進するとともに、農林漁業金融の充実や主要農水産物についての価格対策を引き続き実施する。

販売戦略に対応した新品種の育成及び栽培・養殖技術の開発・普及に努め、市場競争力や生産体制の強化を図ることが必要である。

このため、高品質・安定生産技術等の開発・実用化や未利用資源の研究開発等を推進する。

また、ITを活用した技術情報提供システムを整備・強化するとともに、農林漁家巡回指導の充実を図り、開発された高度先進的技術の迅速な発信とわかりやすい情報提供に努める。

さらに、病害虫による被害を的確に把握し、農産物の安定的な生産を確保するため、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ等の病害虫対策の強化や各種防除法を組み合わせた総合的防除技術の導入・定着を推進するとともに、農薬の使用を減らし、天敵などを活用した環境負荷の少ない病害虫防除法を確立する。

(4) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るため、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する生産基盤の整備を推進する。

このため、農業生産基盤については、島の地域特性に応じた農業用水の確保を行うとともに、営農形態に応じたかんがい施設、ほ場、草地等の整備を促進する。

また、赤土等の流出を防止するため、ほ場勾配の抑制やグリーンベルトの設置、沈砂池等の整備を積極的に促進する。

さらに、離島は台風による強風の影響を受けやすいため防風施設、農用地保全施設等を整備する。

森林については、水源のかん養、住民の憩いの場という森林の多面的機能の維持増進を図るための森林の計画的な整備・保全を図るとともに、潮害等の防止のための海岸防災林の整備・保全を行う。

水産基盤については、温暖でサンゴ礁の発達した海域特性を活用し、つくり育てる漁業を推進するため魚礁の設置及び増養殖場の整備を行う。

また、台風や季節風時の漁船等の安全係留を確保するとともに、漁業者の就労環境の改善を図るため漁港整備を推進する。

なお、これら生産基盤の整備に当たっては、離島の優れた自然環境の保全に配慮した整備に努める。

(5) 環境と調和した農林水産業の推進

農林水産業の自然循環機能の維持増進と離島の持つ豊かで美しい環境の保全を図るなど、環境と調和した農林水産業を促進する。

このため、既存農地からの赤土等の流出が大きな課題となっている離島地域においては、農業生産力の維持向上、海域等環境保全を図るため、ほ場の勾配修正、グリーンベルトの設置等と併せて、緑肥作物の導入、作付け体系の改善等、環境の負荷軽減に配慮した営農活動の促進に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、地域が主体的に取り組むシステムの構築を図る。

また、農業用廃プラスチックの油化還元処理等による適正処理や家畜排せつ物の低コスト処理や有効活用技術の確立を図り、耕畜連携による家畜排せつ物の農地還元の推進、天敵などを利用した環境への影響の少ない病害虫防除法の確立・普及を図るなど自然環境の保全に努める。

貴重な動植物の保全、身近な自然とふれあう空間の提供、地球温暖化防止等の機能を持つ森林の整備を促進する。

また、水産資源の再生産の場である藻場、干潟、マングローブ林及びサンゴ礁域等の保全・再生に努める。

3 地場産業の振興

離島には、亜熱帯の気候風土の下、特色ある農林水産物や、これらを生かした多彩な特産品など、地域特性を生かした産業の振興を図る上で有力な素材が豊富に存在する。

このため、泡盛、食品加工業等の製造業については、観光・リゾート産業の進展に対応した土産品等の開発を促進するとともに、高付加価値製品の生産を高めるため、生産設備の整備と技術力の向上を図り、製品の安定供給を促進する。

また、天然塩、薬草、熱帯果樹など、離島の特色ある地域資源を活用した新規特産品の開発を促進するとともに、観光土産品に占める島内産の供給の拡大に努める。

島々に昔から伝わる織物等の伝統工芸品については、消費者のニーズに合っ

た製品の開発を促進するとともに、原材料の生産奨励・確保、共同利用施設の整備及び有効活用により生産性の向上を図る。併せて、後継者の育成・確保に努める。

これらの地場産業は、概して経営規模が零細であるため、経営力の強化に努めつつ事業者間の連携を強め、組織化、協同化、情報化を促進するとともに、公的制度資金等の積極的活用により近代化を図る。また、商工会と連携した起業家支援に努める。

さらに、産業まつり、離島フェアなどの各種展示会・イベントを活用して、島外への市場拡大を積極的に展開し、製品の販路拡大を図る。

第3節 安らぎと潤いのある生活空間の創造

地域特性に立脚した定住環境を整備し、安らぎと潤いのある豊かな生活環境や環境に優しい生活空間の創出を図るなど、環境共生型社会の構築に向けて取り組む。

また、廃棄物処理施設、上下水道、公園・緑地、住宅の整備等、快適で潤いのある生活環境を支える基盤整備を図るとともに、農山漁村の総合的な整備を進める。

1 環境負荷の少ない循環型社会の形成

沖縄が世界に誇れる財産である美しい自然環境の保全と社会経済活動との調和を図るとともに、環境負荷の少ない循環型社会を構築することが必要である。

このため、住民・事業者・行政のあらゆる主体が参画し、廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理を促進するとともに、使用済み自動車等の不法投棄防止体制を強化する。

また、沖縄県ごみ処理広域化計画に基づき、市町村の廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、民間部門における廃棄物処理施設の整備を促進する。

さらに、廃棄物の資源化対策事業を推進するとともに、離島における処理困難廃棄物の適正処理を促進し、一時保管施設や減容化施設等の整備、離島から沖縄本島への効率的な輸送体制の構築を図るなど、離島・本島間の静脈物流シ

システムの構築を図る。

さらに、太陽光、太陽熱、風力等の環境に優しい自然エネルギーは、離島の自然環境の保全を図る上でも重要であることから、導入を促進するとともに、供給モデル地区の形成を図る

2 生活環境基盤の整備

(1) 上水道の整備

離島における水需要は、生活水準の向上や観光客の増加等に伴って、今後増大が見込まれる。

このため、水資源の安定的な確保と併せて、導水・浄水・送水・配水施設等の整備を進めるとともに、高度浄水処理施設の整備、有収率の向上、老朽化施設の改善と災害に強い施設の整備を進め、安全でおいしい水の安定供給を図る。

また、小規模水道事業体の広域化を促進するほか、海水淡水化施設と海底送水管の整備を図る。

(2) 下水道の整備

快適な生活環境の確保と併せて、河川・海域等の水質保全を図り、離島の持つ豊かな自然環境を保全するため、下水道、集落排水施設等の污水处理施設の整備は重要である。

しかしながら、離島の污水处理施設の整備は、本島と比べてかなり後れており、生活雑排水等による河川や周辺海域の水質汚濁が懸念されている。

このため、下水道をはじめ、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設を地域の実情に応じて効率的、効果的に組み合わせるなど、重点的に整備を促進するとともに、下水道等への接続を促進する。

(3) 公園・緑地の整備

余暇時間の増大に伴い、住民のスポーツ・レクリエーション活動、交流・文化活動に対するニーズが高まっている。

このため、地域の歴史・文化に配慮するとともに、これらの地域特性を生かした公園・緑地の整備を促進する。

さらに、バリアフリーへの対応、市街地や観光地における良好な景観を形成するとともに、快適なウォーターフロントを形成するための港湾緑地の整備を促進する。

(4) 住宅の整備

世帯分離による核家族化の進行やUJIターン等による住宅需要が見込まれることから、若者等の定住を促進するため、需要に見合った公営住宅や定住促進団地整備事業等による住宅分譲用地の供給を促進する。

また、離島では高齢化の進行が著しいことから、住宅のバリアフリー化を促進する。

さらに、空き家の廃屋化や屋敷林の荒廃を防ぎ、地域の文化資源である集落形態の維持継承を図るため、空き家活用の試みを支援し、都市との交流を促進する。

3 農山漁村の総合的整備

快適な生活の場であると同時に都市にも開かれた憩いの場、活動の場としての農山漁村を形成するため、豊かな自然環境の保全、良好な景観の提供、伝統文化の保存等農山漁村の持つ多面的機能を生かしたむらづくりを進める。

このため、地域の自然や景観と調和した集落道、集落排水施設、コミュニティ施設及び公園などの生活環境基盤を整備するとともに、高度情報化に対応した地域情報基盤を整備し、情報格差の改善に努める。

また、観光・リゾート産業と連携したグリーンツーリズム、森林ツーリズム及びブルーツーリズム等に対応した体験・滞在交流施設等を整備するとともに、伝統文化を生かした農山漁村空間の整備を促進する。

4 災害に強い県土づくり

離島地域は、地理的条件等から台風等の自然災害を被りやすい条件下にあり、

住民の生命、財産を守り、安全で快適な住み良い生活環境を確保することが重要となっている。

このため、浸水対策として河川整備を推進する。また、治水・利水を併せた多目的ダムの整備のほか、土砂災害を防止するため砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策を推進するとともに、高潮、波浪又は津波による災害を防除するため高潮対策を推進する。

なお、これらの事業の実施に当たっては、離島の持つ優れた景観や生態系など自然との調和に配慮する。特に、河川、海岸は水辺の多様な動植物が生息・生育する貴重な場であるとともに、住民に安らぎと潤いを与える貴重な空間であることから、多自然型川づくりやエコ・コースト形成等を通じて自然環境との調和に努める。

第4節 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保

全国的に少子高齢化が進んでいる中、離島では特に高齢化が進行していることから、高齢者福祉対策の充実・拡充を図るとともに、子どもや障害のある人が健やかでいきいきと暮らせる環境づくりを進める。

また、保健、医療及び福祉の充実と相互の連携を図るとともに、地域住民が生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民一人一人が協力し、ともに支え合う社会づくりを進める。

1 健やかで安心できる暮らしの確保

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢化が加速的に進行し、ひとり暮らし老人が増加している離島においては、高齢者が安心して暮らせる地域づくりがますます重要になっている。

このため、地域のニーズに合った地域型在宅介護支援センター等の整備を図り、介護予防に努めるなど高齢者が寝たきりにならないための対策を促進する。

また、要介護高齢者が必要なサービスを適正に利用できるよう、安心・快適な在宅サービスの確保と生活支援ハウス等の老人福祉施設の整備を進める

とともに、介護保険制度を適正に運用するための人材を養成・確保する。

特に、訪問介護員（ホームヘルパー）の確保が困難な離島においては、地域の実情を勘案しながら養成を促進する。

また、地理的条件等から介護保険サービスの受けにくい離島においては、訪問介護、訪問入浴介護など在宅での介護サービスの供給体制の整備を図るとともに、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護保険給付サービスの拡充、介護予防・生活支援事業等を中心とした総合的な地域ケアシステムの構築や介護サービス事業者の育成や参入を促進する。

さらに、高齢者の経験や知識が活用できるシステムづくりや生きがい及び健康づくりなどの自主的な活動に対する支援を強化する。

(2) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

少子化対策として、女性の就業環境の整備を図り、島の将来を担う子どもたちが健やかに生まれ、たくましく育ち、豊かな可能性が発揮できる環境を整備する。

このため、保育所については、延長保育、一時保育等多様な保育ニーズに対応できる保育所の整備を促進するとともに、子育てへの不安や悩みに対する相談体制の充実を図る。また、へき地保育所の運営を支援する。

児童館等地域における児童の健全育成のための拠点施設の整備を促進するとともに、放課後児童クラブの設置を促進する。

また、ひとり親家庭の自立促進を図るため、母子・寡婦福祉資金の活用により生活の安定を図るとともに、相談体制の強化を図る。

(3) 障害のある人が活動できる環境づくり

障害のある人が、その持てる能力と個性を発揮しながら、社会の一員として快適に生活していくための条件整備を図る必要がある。

このため、地域のニーズ等を勘案しながら施設整備を促進するとともに、単独施設としての整備が難しい離島においては、小規模複合化による施設整備を促進する。

また、在宅福祉サービスや障害児（者）の歯科医療の充実及び相談支援体制の整備を促進する。

さらに、障害者の生活訓練等の実施、障害者スポーツ・レクリエーション活動等の社会参加を促進するための必要な援助を行う。

また、障害者等の安全かつ快適な社会参加を支援するため、道路、公園、庁舎等の公共施設等のバリアフリー化を促進する。

2 保健医療の充実

離島地域の住民の保健医療を確保するため、地域の実情に応じた保健医療体制の一層の整備を図る必要がある。

このため、離島医療問題を統括的に扱う部門として、へき地医療支援機構を設置し、その下に離島支援の実行部門としての「離島医療支援センター」を置き、代診等の診療支援や医療情報支援等を推進する。

また、沖縄県離島医療組合の拡充、離島・へき地遠隔医療支援情報システムの充実、救急患者搬送や救命救急医療、離島医療支援等に対応できる県立高度・多機能病院（仮称）の整備を推進する。

さらに、宮古、八重山においては、地域中核病院である公立病院の施設・設備の整備を推進するとともに、診療体制の充実に努める。併せて、公立診療所、医師住宅、看護師宿舎の整備を推進する。

無医地区や無歯科医地区については、巡回診療を実施するとともに、その解消に努める。

また、自治医科大学による医師の養成に加え、総合診療医（プライマリ・ケア医）の養成及び厚生労働省の派遣医師制度の活用等により医師・看護師等の安定確保に努めるとともに、町村における保健師の確保及び定着を支援する。

さらに、離島において高齢化が急速に進行していることから、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業の充実を図るとともに、健康づくりへの支援を行う。

3 ともに支える社会の構築

人口が少なく高齢化比率の高い離島において、住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、すべての人々がともに支え合い、いきいきと暮らすことができる地域づくりを進めることが重要となっている。

このため、既存施設のバリアフリー化の推進や、ユニバーサルデザインの理念を取り入れた施設やものづくりを促進する。

また、保健、医療、福祉サービスの連携による一体的提供に努めるとともに、福祉サービスに関する苦情解決の体制を整備し、利用者保護を促進する。

また、援護を必要とする低所得者世帯については、生活福祉資金の貸付や必要な援助指導を行い自立促進を支援する。

地域社会に貢献するボランティアやNPO等の社会参加活動を促進するとともに、円滑な活動のための環境整備を図る。

また、地域福祉の中核的推進組織である社会福祉協議会の運営基盤を充実強化し、多様化する福祉ニーズに対応し得る地域福祉・在宅福祉事業の進展を図る。

さらに、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を促進する。

4 安全・安心な生活の確保

自動車の保有台数及び運転免許保有者数は逐年増加し、道路も年々整備されていることから、地域の交通実態に即した交通安全施設の整備、歩道のバリアフリー化、交通安全意識の普及・啓発及び交通規制等を実施して交通の安全と円滑を図る。

また、住民の身近な不安を解消するための警察安全相談体制の充実強化、地域と一体となった防犯活動を推進する。

離島においては、消火活動や災害応急活動の応援が近隣から得にくいことから、消防防災施設等の充実を図るとともに、消防広域化の促進、住民の連帯意識に基づく自主防災組織を強化、防火意識の高揚を図るとともに、防災情報シ

システムを整備し、防災・消防体制の強化を図る。

また、広域救急体制については、救急患者の空輸における航空機の安全と添乗医師の確保に努めるとともに、急患搬送が円滑に行えるよう、関係機関との連絡体制を強化し、救急医療体制の充実を図る。

消費者保護については、商品の価格、品質等の調査監視体制やマルチ商法等問題商法による被害や多重債務から派生する諸問題に対応するため、消費生活相談等の推進、充実を図る。

さらに、生活関連物資価格の監視、農林水産物の地産地消の促進、輸送コストの低減化を図るなど総合的に物価安定に努める。

第5節 多様な人材の育成と文化の振興

長期的な視点に立って離島の活性化を図る上で、これからの時代を担う多様な人材の育成が重要である。

このため、産業、福祉、医療、文化等多様な分野を支える人材の育成・確保を図るとともに、地域外の人材の積極的な活用を促進する。

また、潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成や、豊かな感性を育む文化の振興に努める。

1 学校教育の振興

離島においては、小規模校、少人数学級が増加していく傾向にあることから、地域の特性を生かし、創意工夫に富んだ教育を進めるとともに、教育環境の整備に努め、創造性に富み人間性豊かな人材の育成を図る。

このため、近隣学校間での施設の共同利用による集合学習及び都市地区等環境の異なる域外の学校との交流学习を促進し、社会性、自主性の向上に努める。

また、学校図書館の充実や情報通信ネットワーク等を活用した情報システム等の整備に努め、文化的情報に接する機会の拡充を図る。併せて、情報教育を推進し、情報活用能力を育成する。

さらに、総合実業高校や情報教育中心校等の魅力のある学校づくりなど県立学校を編成整備するとともに、老朽校舎の改築、給食調理場等教育施設の整備、

既存施設の共同利用を促進する

また、屋内運動場、水泳プールについては、地域の実情を勘案しながら整備を促進する。

2 社会教育の振興

近年における余暇時間の増大、ライフスタイルの変化及び高齢化等により生涯学習に対するニーズは、ますます増大している。

このため、公民館、図書館等の施設整備を促進するとともに、離島総合センター等の公民館の代替施設の充実を促進し、多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供や学習相談体制の充実を図る。

また、住民に身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備を促進するとともに、学校施設の利活用を図る。

併せて、スポーツ活動活性化のための支援、社会体育指導者の養成・確保及び資質の向上を図る。

さらに、完全学校週5日制に対応するため、地域でのボランティア活動や文化・スポーツ活動、生活・自然体験活動等を支援し、その充実に努める。

3 産業や地域社会を担う人づくり

離島が自立に向けて持続的に発展していくためには、産業や地域社会を担う多様な人材の育成が不可欠である。

このため、観光・リゾート産業については、体験・滞在型観光や健康保養をテーマとした観光等の進展による観光客の多様なニーズに対応し、質の高いサービスを提供できるガイド、インストラクター等の育成を図る。

農林水産業については、新規就業者への支援をはじめ、経営感覚に優れ、高い技術力を備えた担い手を育成する。

伝統工芸産業については、島々に昔から伝わる伝統織物の継承・発展を図るため、優秀な技能を持った後継者の育成を図る。

また、幅広い分野における社会参加活動を促進するため、ボランティアやボランティアリーダー、NPO等の育成を図る。

福祉・医療に対する需要の増大や多様化に対応した福祉人材の養成や研修の充実を図るとともに、医師・保健師等保健医療従事者の養成・確保に努め、研修事業を推進し、保健医療従事者の資質や医療水準の向上を図る。

さらに、これらの人材育成に加え、島の外から見た視点も重要なことから、島外からの人材の活用や他地域との人材交流を積極的に促進し、人的ネットワークの形成に努める。

4 地域文化の振興

豊かな文化に恵まれた本県の離島が、今後、さらに地域文化を振興していくためには、離島の自然、歴史、風土に根ざした文化を次世代へ継承し、さらに発展させていくとともに、多様な文化にふれる機会を創造する必要がある。

このため、地域内にある有形・無形・民族文化財や史跡名勝・天然記念物等の文化財の調査を進め、特に歴史的・文化的遺産である史跡や御嶽等の文化財指定を促進し、各種文化財の保存整備を行うとともに、地域の活性化に結びついた活用を図る。

また、古くから受け継がれた祭事、民謡等の伝統文化の保存と継承を図りながら地域住民の文化活動を促進する。

さらに、芸能、工芸技術などの無形文化財の伝承者養成等を推進するとともに、研修・助言等を通じて文化行政の専門的知識を有する人材の育成、資質の向上を図る。

離島においては芸術鑑賞できる機会が少ないことから、その機会の創出に努めるとともに、文化施設等の整備を促進し、地域文化の創造・発展を図る。

第6節 持続的発展を支える基盤づくり

広大な海域に多くの島々が点在する本県の離島地域にとって、空港、港湾等の交通基盤、情報通信基盤、水資源、エネルギー等の社会資本は、地理的不利性を軽減し、地域住民の生活の安定と産業の振興を図る上で重要な基盤となるものである。

特に、県内外や都市部との連携を強化し、人、物、情報の交流を支える交通基

盤や情報通信基盤は、離島の持続的発展の土台となるものである。

このため、引き続き空港、港湾、道路等の整備を促進するとともに、航空、海上交通、陸上交通相互間の有機的連携の強化を図る。さらに、離島特性に応じた多様な交通輸送手段について検討する。

また、情報格差の解消、住民生活の利便性の向上、産業の振興、行政事務の効率化等を支える情報通信基盤の整備を促進するとともに、住民生活に不可欠な水資源やエネルギーの安定確保を図る。

これらの社会資本の整備に当たっては、赤土等の流出防止対策の強化を図るなど、離島の持つ優れた自然環境の保全に努め、自然との調和に配慮するものとする。

1 交通体系の整備

(1) 航空交通

本県は我が国有数の離島県という地理的特性を有し、県民の地域間移動は航空交通に大きく依存しており、本県の離島には12の空港が設置されている。

特に、離島における航空交通は、地域住民の生活路線として定着し、生活の向上と地域産業の振興等に大きく寄与している。

また、近年、観光・リゾート産業の進展等に伴い、離島空港における航空需要は年々増加の傾向にある。

このため、増大する航空需要とそれに伴う就航機材の大型化等に適切に対応するため、新石垣空港、新多良間空港の建設を推進するとともに、与那国空港の拡張整備を推進する。

また、地域住民の利便性の向上等を図るため、伊平屋空港の新設整備、粟国空港の拡張整備について検討する。

さらに、航空交通は離島住民の生活に欠かせない路線となっていることから、離島航空路線網の維持・確保を図るため、航空機購入費及び運航費に対する支援を国・県及び地元市町村の適切な分担により行うとともに、離島住民の航空運賃負担の軽減を図るため、離島空港に係る着陸料の軽減措置を継

続する。

また、離島航空路線網の維持・確保を図るためには、海上航路同様の支援策が必要であることから、離島空路整備法（仮称）の制定をはじめ、国による財政援助等を引き続き要望していく。

(2) 海上交通

島しょ県である本県において、物流は海上交通に依存するところが大きく、産業振興の基盤として、また国内外との交流拠点として、港湾は地域の振興に重要な役割を果たしている。

特に、離島における港湾は、離島と本島、離島相互間の交通拠点となり、生活航路にとって欠かせないものとなっている。

このため、重要港湾である平良港及び石垣港については、宮古圏域及び八重山圏域の拠点港湾として、海上交通の安全性・安定性向上のための整備を推進するとともに、観光・リゾート拠点形成を図るため大型旅客船に対応した港湾施設の整備を図る。

また、多様化し増大する海洋レクリエーション需要に対応するとともに、観光客及び市民に親しまれる水辺・交流の場の形成を図るため、マリーナ、人工海浜等の整備を中心としたコースタルリゾートプロジェクトを促進する。

地方港湾については、港内静穏度の向上を図る外郭施設の整備や船舶の大型化等に対応した係留施設等の整備を図るとともに、旅客や観光客が快適に利用できる旅客待合所の整備及び港湾施設のバリアフリー化等の整備を推進する。

また、生活航路である離島航路の維持・確保を図るため、運航によって生じる欠損額に対する支援を引き続き実施するとともに、国・県及び地元市町村の適切な負担の在り方について検討する。

さらに、船舶の大型化、高速化等により、時間短縮を図るなど利用者の利便性の向上と安全性の確保に努めるとともに、経営の合理化・効率化を図り、運賃体系の低廉・安定化について検討する。

(3) 陸上交通

陸上交通は、離島における定住と交流の促進、住民生活の安定向上及び各島々の産業振興に密接にかかわっており、体系的な道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

このため、空港、港湾、観光レクリエーション施設等の拠点施設の連結を強化する幹線道路の整備を推進するとともに、生活圏の広域化を図る離島架橋の整備を推進する。

また、住民の通勤・通学や日常活動を支え、祭り等の文化活動の場ともなる生活に密着した市町村道等の整備を図る。

さらに、魅力ある観光・リゾート地を形成するため、地域特性を生かした植栽など道路景観の形成に努める。

平良市及び石垣市の都市部においては、中心市街地の活性化に資する街路整備を促進する。

また、安全で快適な道路環境の充実を図るため、通学路等の歩道設置を促進するとともに、歩道のバリアフリー化や交通信号機、道路標識・標示の整備を促進する。

さらに、近年、レンタカーを利用する観光客が増加していることから、島内での円滑な移動を図るため、わかりやすい道路案内板の充実を図る。

路線バスについては、沖縄県生活交通確保協議会において対策を検討の上、国・県及び地元市町村の適切な分担により生活路線の維持・確保を図る。

さらに、運転免許の出張試験を地域の实情に応じて実施し、離島住民の利便性の向上を図る。

2 情報通信基盤

離島の持つ地理的不利性を克服するとともに、住民生活の利便性の向上、産業の振興、行政事務の効率化に資するため地域の情報化を促進する。

このため、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの整備拡充を推進するとともに、光ファイバー網やCATV網等の情報通信基盤の整備を促進し、離島の自然等を生かし、SOHOの導入を図る。

また、児童生徒及び教員の情報リテラシーの向上に取り組むとともに、社会教育施設等における講習会の開催等により、住民が情報通信技術を活用する機会の拡大に努める。

さらに、民間放送テレビ・ラジオの難視聴解消に努める。

3 水資源

離島における水需要は、生活水準の向上や観光客の増加等に伴って、今後も増加が見込まれることから、水の安定確保を図る必要がある。

このため、我喜屋ダム等の多目的ダムの建設を進めるとともに、海水淡水化施設、地下水の開発等、地域の実情に応じた多様な水資源の開発を進めるとともに、雨水の有効利用を促進する。

4 エネルギー

電力、石油等のエネルギーについては、将来にわたり低いコストで安定供給を図る。

このため、新エネルギーの導入、自然エネルギーのモデル地区の形成、海底ケーブルの敷設などを促進する。

第7節 地域間交流の促進による島の活性化

本県の離島には、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然、独特の伝統文化やゆったりとした生活空間を有している。また、多彩な特産品や優れた工芸品を産出するなど、地域特性を生かした資源を有している。

これらの資源は、人々にとってゆとりや潤いのある生活をもたらす魅力的なものであり、観光レクリエーション、健康増進の場、いやしの場、青少年の健全育成の場として活用することにより、都市住民等との地域間交流を一層活発化する手段となり得る。

地域間交流への取り組みは、地域の知名度アップ、特産品開発や消費の拡大、新たな就業の場の創出、地域人材の発掘、U J I ターン者の増加などの効果をも

たらずほか、島の魅力に対する住民の意識が高まるなど、様々な面で地域活性化に大きく貢献する。

これらの地域資源を活用して、体験・滞在型のエコツーリズム、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムや健康・保養をテーマとした観光を促進するとともに、児童生徒の交流などの地域間交流に取り組む。

このため、地域の自然・文化等に精通したガイド、インストラクター等の養成に努めるとともに、体験滞在プログラムを作成するなど、地域住民が主体となった受け入れ体制の整備を促進する。また、離島フェアなど地域の特性を生かした多様なイベントを開催する。

さらに、これらのイベントやUJ Iターン情報など、地域からの積極的な情報発信に努める。

このような取り組みにより、島のファン人口・サポート（応援）人口を増やし、島の外との人的ネットワークを構築し、その新たな視点と知識を積極的に活用することで、地域の資源を再評価、再発見し、さらなる地域活性化を図る。

第4章 圏域別振興方策

1 北部圏域

【現状と課題】

本圏域には、伊平屋島、野甫島、伊是名島、古宇利島、伊江島及び水納島の6有人離島と具志川島、屋那覇島の2無人島、計8島の指定離島がある。

この圏域の離島は、地形、地質等が多様で、自然特性や産業形態もそれぞれに異なるが、大別すると、伊平屋島のように山林が多く、森林地域と農業地域を併せ持つ島と、伊江島のように平野部が多く、主として農業地域からなる島とに分類される。

また、全体に美しい海浜景観など豊かな自然に恵まれているほか、古い歴史を背景に、学術的に貴重な史跡や文化財、伝統芸能等が広く存在している。

本圏域の離島の人口は、8,928人（平成12国勢調査）である。人口の動向を見ると、昭和40年代に伊平屋村及び伊是名村において急激な減少が見られたが、近年は、伊平屋村では増加傾向で推移し、伊是名村及び伊江村ではほぼ横這いで推移している。

しかしながら、進学や就職を契機とした若年層の流出や高齢化が一層進行している状況にあり、基幹産業である農林水産業では、後継者の育成が課題となっている。また、近年、各種イベントの開催、ブルーツーリズム等の新たな振興策が進められてきたが、今後、これらの施策のより一層の取り組みが重要である。

【振興の基本方向】

定住条件を整備する観点から、交通アクセスの改善や医療、福祉、教育等に係る生活環境を整備するとともに、離島特有の自然環境や文化を生かした体験・滞在型観光や農林水産業を中心に振興を図る。

(1) 産業の振興

観光・リゾート産業については、「伊平屋ムーンライトマラソン」、「伊是名トライアスロン大会」、「伊江島ゆり祭り」等地域の特性を生かしたイベン

トを活用して、魅力ある観光・リゾート地づくりを推進する。

また、島の豊かな自然の保全を図りつつ、地域資源を生かした観光・レクリエーション施設や数多く所在する歴史・文化遺産を生かした施設整備を促進する。

併せて、ウエルネス等の健康保養をテーマとした観光、農業や水産業と連携した体験・滞在型のグリーンツーリズム、ブルーツーリズム等を促進するとともに、これらを支える体験滞在プログラムの作成、インストラクター等の人材育成など受入体制の整備を促進する。

さらに、北部観光との連携など広域的な観光ルートの整備を促進する。

農林水産業については、観光・リゾート地域としての特性を生かし、これら観光施設への供給等域内の需要に対応した野菜、魚介類等の生産拡大に努め、地産地消の促進を図るとともに、域外出荷を促進する。

この圏域においては、これまでほ場整備や農道整備が積極的に進められ、相当の成果を上げてきた。引き続き、かんがい排水施設等の各種農業生産基盤の整備や集出荷施設等の流通・販売体制の整備を推進する。

また、畜産部門においては、自給飼料基盤の整備を促進するとともに、耕種部門と連携した環境保全型農業の構築を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備を促進する。

また、基幹作物であるさとうきびについては、機械化一貫作業体系の確立・普及、農作業の受託組織の育成等により生産性及び品質の向上を図る。

花きにおける平張施設の整備、優良種苗の安定供給、流通・販売体制の整備を促進するほか、JAの地区営農センター等を拠点とした野菜の流通の合理化、販売体制の強化を図るとともに、肉用牛の優良種畜の改良、育成を促進する。

特に、伊平屋村においては、さとうきび、水稻を中心として生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。伊是名村においては、さとうきび、水稻の生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。伊江村においては、さとうきび、花き、葉たばこ、野菜等の生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

森林・林業については、森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画

的な指定や適正な管理、治山施設の整備を推進する。

水産業については、伊平屋島、伊是名島、伊江島を拠点とするモズクや魚介類の養殖を振興するため、漁家に対する技術指導、魚病防疫体制の整備を図るほか、加工施設、集出荷施設の整備を推進する。沖合海域への中層型浮魚礁の設置等による漁場の整備や漁港の港内静穏度の向上を図る漁港整備を推進する。

(2) 総合的な交通基盤の整備

海上交通については、定期船の大型化、フェリー化に対応した岸壁、防波堤等係留施設の整備をはじめ、観光客の増大に対応した旅客待合所の整備や高齢者等に配慮した施設のバリアフリー化を図るとともに、航路の維持・確保を図る。

道路については、住民生活の利便性の向上及び産業の振興に資する幹線道路等の整備を促進するとともに、古宇利大橋、野甫大橋の建設を推進する。

また、県都との日帰り交通圏の確立に向けて伊平屋空港の新設整備を推進するとともに、空港整備を視野に入れた伊平屋、伊是名両島間の安定的なアクセスの拡充を図る交通手段の整備を検討する必要がある。

(3) 保健医療・福祉関連基盤の整備

圏域の中核病院である公立病院の施設・設備の整備の推進、診療体制の充実に努めるとともに、離島診療所の整備を推進する。

また、離島・へき地遠隔医療支援システムの充実等により、保健医療体制、救急医療体制及び急患搬送体制の充実強化を図る。

さらに、介護保険及び福祉関連施設の整備を促進するとともに、保健医療及び福祉従事者の養成・確保や地域福祉のネットワークづくりを促進する。併せて、子育て支援体制の整備充実を図る。

(4) 生活環境基盤の整備

生活環境基盤の整備については、水の安定供給を図るため、伊平屋村において我喜屋ダムの建設を推進するとともに、高度浄水処理施設の整備や老朽施設

の改良を促進する。

また、廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設の整備を促進し、循環型社会の構築に努める。

生活排水処理については、下水道、集落排水施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全に努める。

また、電気、石油等のエネルギーの安定供給を図るとともに、風力発電等の環境に優しい新エネルギーの導入を促進する。

さらに、地域の実情に応じた教育・文化施設や公営住宅等の整備を促進し、定住条件の整備を図る。

2 中・南部圏域

【現状と課題】

中・南部圏域には、津堅島、久高島、粟国島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、渡嘉敷島、久米島、奥武島、オー八島、北大東島及び南大東島の13の有人島と嘉比島、安慶名敷島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島、前島、黒島、儀志布島、離島、硫黄鳥島の11の無人島、計24の指定離島がある。

この圏域の離島は、面積や地形等のほかに交通の利便性や産業構造の面においても多様な形態を持っているが、比較的規模の大きい久米島を除いては、産業をはじめ教育、医療等は本島中・南部都市への依存度が高いという点で共通している。

また、美しい海浜景観など豊かな自然に恵まれており、特に慶良間諸島は国内有数のダイビングのメッカとして賑わっているほか、島それぞれに独特の文化を有している。

本圏域の離島の人口は、15,474人（平成12年国勢調査）である。人口の動向を見ると、座間味村では増加傾向で推移しているものの、他の町村では横這い若しくは減少傾向にあり、進学や就職を機会とした若年層の流出や高齢化が一層進行している。

主な産業は、座間味村及び渡嘉敷村では、観光・リゾート産業、南大東村、北大東村、粟国村、渡名喜村では農林水産業、久米島町では観光・リゾート産業、農林水産業及び伝統工芸産業となっており、かんがい排水施設の整備や特産品の開発などが課題となっている。

【振興の基本方向】

健康保養や歴史・文化等をテーマとした体験・滞在型観光を推進するとともに、農林水産業の拠点産地化を促進する。

また、都市等との交流・連携を促進し、都市機能の享受を可能にするとともに、情報通信基盤の整備を促進し、自然に囲まれた島の環境を生かしたS O H Oの導入や豊かな自然を生かした居住環境を整備し、地域特性を生かした活力ある地域づくりを推進する。

(1) 産業の振興

観光・リゾート産業については、久米島及び慶良間諸島を中心にその適地が数多く分布することから、島の豊かな自然及び文化の保全を基本に、それらの地域資源を生かしたエコツーリズム、農業・水産業と連携した体験・滞在型のグリーンツーリズム、ブルーツーリズム等を促進とともに、ダイビングをはじめとするマリンスポーツの振興を促進する。

このため、体験提供施設や海洋性レクリエーション施設の整備など受入態勢の強化を促進するとともに、観光プログラムの開発、ガイドやインストラクター等の育成等により観光の通年化、長期化を図る。

また、「ホエールウォッチング」や「久米島一周マラソン大会」等のイベントの開催は観光客の誘客に大きく貢献しており、今後とも地域の特性を生かした魅力ある観光・リゾート地づくりを促進する。

また、観光振興地域である久米島イーフリゾート地域については、観光振興地域制度等を活用した観光関連施設の集積を図るほか、エコツーリズム重点推進地域である慶良間諸島等においては、保全利用協定の締結・活用促進を図る。

農林水産業については、周辺観光施設への供給等域内の需要に対応した野菜、

熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進と域外出荷の促進を図る。

この圏域では、これまで、ほ場整備や農道整備が積極的に進められてきたが、引き続き、かんがい排水施設等の各種農業生産基盤の整備や集出荷施設等の流通・販売体制の整備を推進する。

また、畜産部門においては、自給飼料基盤の整備を促進するとともに、耕種部門と連携した環境保全型農業及び資源循環型農業の構築を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備を促進する。

また、基幹作物であるさとうきびについては、優良種苗の増殖普及、担い手の経営規模の拡大、生産法人や受託組織の育成、機械化一貫作業体系の導入などを推進する。

花きについては、キクを中心に平張施設等を整備し、熱帯花き類の導入により品目の多様化、出荷の周年化や流通・販売体制の強化を図る。

野菜については、減農薬栽培の促進や拠点産地の形成を図るほか、JAの地区営農センター等を拠点とした流通の合理化、販売体制の強化を図る。

また、畜産については、肉用牛の優良畜種の改良・育成を図る。

久米島町においては、さとうきびを中心に葉たばこ、花き、野菜、かんしょ、肉用牛等の生産振興を図る。南大東村及び北大東村については、さとうきびを中心に、野菜、肉用牛等の振興を図る。粟国村においては、さとうきびを中心に、野菜、肉用牛等の振興を図る。渡嘉敷村においては、水稻等の振興を図る。渡名喜村においては、もちきび等、座間味村においては、野菜等の振興を図る。

森林・林業については、森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適正な管理、治山施設の整備を推進する。

水産業については、漁業者に対して各種学習会や巡回漁業指導を実施し、漁業者の資質の向上、資源管理に対する啓発を図る。

また、中層型浮魚礁の設置等による漁場の整備を行うとともに、南大東漁港の整備のほか各離島の漁港の港内静穏度の向上、防暑施設等の整備を推進する。

地場産業については、泡盛等の既存の製造業及び久米島紬等の伝統工芸産業の振興と併せて農水産加工業等の育成を図るとともに、海洋深層水を活用した新たな特産品の開発を促進する。

また、観光・リゾート産業の進展に対応した土産品等の開発を促進するとともに、生産体制の強化と販路の拡大及び後継者の育成に努める。

(2) 総合的な交通基盤等の整備

県内外や都市部との連携を強化し、人、物、情報等の交流の活発化を促進するとともに生活の利便性を確保するため、航空及び海上交通の輸送能力の拡大に努める。

このため、航空交通については、粟国空港の整備を検討するとともに、離島路線の維持・確保を図る。

海上交通については、定期船の大型化、フェリー化、高速化に対応した岸壁等係留施設、港内静穏度向上を図る防波堤等外郭施設の整備をはじめ、観光客の増大に対応した旅客待合所の整備や高齢者等に配慮した施設のバリアフリー化を図るとともに、航路の維持・確保を図る。

道路については、住民生活の利便性の向上及び産業の振興に資する道路整備を推進する。

(3) 保健医療・福祉関連基盤の整備

本圏域においては、救命救急医療、離島医療支援等に対応できる県立高度・多機能病院（仮称）の整備を推進するとともに、公立久米島病院の充実及び離島診療所の整備を推進する。

また、離島・へき地遠隔医療支援システムの充実等により、保健医療体制、救急医療体制及び急患搬送体制の充実強化を図る。

さらに、介護保険及び福祉関連施設の整備を促進するとともに、保健医療及び福祉従事者の養成・確保や地域福祉の基盤整備を図る。

(4) 生活環境基盤の整備

観光客等の増加に伴う需要の拡大に対応し、水の安定供給を図るため、久米島町において儀間川総合開発事業を推進するとともに、高度浄水処理施設の整備や海水淡水化施設等の改良を促進する。

循環型社会を構築するため、廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設の整備を促進する。

さらに、電気、石油等のエネルギーの安定供給を図るとともに、風力発電等の環境に優しい新エネルギーの導入を促進する。

生活排水処理については、下水道、集落排水施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全に努める。

また、地域の実情に応じた教育・文化施設や公営住宅等の整備を促進し、定住条件の整備を図る。

さらに、安全・安心な進学環境を確保するため、通学の利便性向上を図る。

3 宮古圏域

【現状と課題】

本圏域の指定離島は、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島及び水納島の8島で、すべて有人島である。

本圏域は、隆起サンゴ礁の平坦な地形から、台風や干ばつによる被害を受けやすい厳しい自然環境に置かれている。

また、生活用水のほとんどを地下水に頼っており、地下水の水質の保全が重要な課題である。

一方、島全体が石灰岩土壌であることや、美しい海浜景観に恵まれていることから、さとうきびを中心とした農業や観光・リゾート産業が基幹産業となっている。

また、御嶽等の多くの文化遺跡や豊かな自然に見られるように、独特な文化と風土を有している。

本圏域の人口は、55,587人（平成12年国勢調査）である。人口の動向を見ると、平良市、下地町では増加傾向にあるものの、圏域全体では、年々減少してきており、圏域の担い手となる若年層の島外への流出による、過疎化と高齢化が進んでいる。

【振興の基本方向】

本圏域の振興については、美しい自然環境を保全するとともに、地下水の良好な水質を維持し快適な生活環境を創出するなど、資源循環型の社会システムの構築に向けて取り組むとともに、情報通信基盤の整備が進められていることから、自然に囲まれた島の環境を生かしたS O H Oの導入を促進する。

農林水産業の振興はもとより、各種スポーツイベントの開催やキャンプ地としての利用の実績を生かし、スポーツや健康保養をテーマとした体験・滞在型観光を中心に観光・リゾート産業の振興を図る。また、これらの産業間の連携を図り、雇用機会を創出することにより、地域の活性化に努める。

(1) 資源循環型の社会システムの構築

本圏域は、環境の保全と産業の振興とのバランスの上に、美しい自然と豊かな暮らしを両立させるため、「ゼロエミッション・アイランド沖縄」構想に基づくモデル事業を展開する。

このため、住民、事業者、行政等による推進体制を構築し、それぞれの役割と責任において主体的に取り組むとともに、N P O等と連携・協力して各種の環境教育を実施し、環境保全意識の普及・啓発を図る。

また、廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理及び廃棄物処理施設の整備を促進する。

さらに、廃棄物の資源化対策事業を推進するとともに処理困難廃棄物の適正処理を促進し、効率的な輸送体制の整備を図るなど、静脈物流システムの構築を図る。

さらに、電気、石油等のエネルギーの安定供給を図るとともに、太陽光、風力等を利用した環境に優しい新エネルギー導入の促進や自然エネルギー供給モデル地区の形成を図る。

(2) 産業の振興

農業については、東京直行便等の航空路の整備が進んでいることから、今後、さとうきび、肉用牛の生産と併せて、野菜、熱帯果樹等の振興を図る。

また、近年、観光・リゾート地域としての整備が進展していることから、観光・リゾート産業と連携した農業生産の展開に努めるとともに、体験・滞在型のグリーンツーリズム等を促進する。さらに、造成された地下ダムにより確保された農業用水を利用するために、末端のかんがい施設の整備を促進する。

また、地下ダム監視施設周辺環境整備を進める。

特に、熱帯果樹のマンゴー、パパイア等重点的に推進する品目については拠点産地の形成を図り生産拡大とブランド化を図るとともに、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制を強化する。

野菜については、定時・定量・定品質の生産を図ることを基本に、耐候性ハウス等の防風施設を整備し、かぼちゃ等の生産拡大による拠点産地の形成・育成を図る。

また、地産地消を推進する観点から、たまねぎ等域内で生産が可能な品目についても生産振興を図る。

また、さとうきびについては優良種苗の増殖普及や生産供給体制の強化を図り、肉用牛等については自給飼料基盤の整備、優良種畜の導入育成や畜産環境対策を推進する。特に、さとうきびについては、葉たばこ等との輪作体系の確立、農業生産法人、作業受託組織の育成・強化、機械化一貫作業体系の確立・普及並びに製糖工場のバガス、トラッシュの堆肥化とセットした集中脱葉施設等の導入により、生産性及び品質の向上を図る。

伊良部町や多良間村においては、さとうきび、野菜、葉たばこ等の生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を進める。

森林・林業については、修景緑化、防風・防潮・水源かん養機能の維持・向上を図り、観光・リゾート産業とリンクした森林の整備・保全を推進する。

また、松くい虫の被害終息に向けて対策を推進する。

水産業については、各種学習会や巡回指導を実施し、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図り、また、平良市栽培漁業センターへの技術支援等により増養殖業推進体制の強化を行うとともに、沿岸漁業やウミブドウ等藻類養殖業の振興、水産加工品の開発、流通加工施設や漁港及び中層型浮魚礁の設置による漁場等生産基盤の整備など生産流通体制の強化を図る。

観光・リゾート産業の振興については、「全日本トライアスロン宮古島大会」等の定着により観光客は増加しており、今後とも地域の特性を生かした魅力ある観光・リゾート地づくりを推進する。

このため、島の特性を生かした体験・滞在型観光を可能にするレクリエーション施設や長期滞在型施設、多くの歴史・文化遺産を生かした「歴史・文化ロード」の整備を図るとともに、高齢者等に配慮した施設のバリアフリー化を促進する。

また、体験・滞在型観光を支える体験・滞在プログラムの作成、インストラクター等の人材育成など受入体制の整備を促進する。

さらに、ウエルネス等の健康保養をテーマとした観光や、ダイビングをはじめとするマリンスポーツの振興を図る。

また、本土とのチャーター便就航の実績を重ね、航空路線の拡充を図るとともに、国内外の大型クルーズ客船の就航を促進する。

平良港については、宮古圏域の観光・リゾート拠点としての整備を図るため、観光振興地域制度等を活用しつつ、コースタルリゾートプロジェクト（トゥリバー地域）を促進する。

また、うへのドイツ文化村を中心とする宮古島南岸リゾート地域についても同制度を活用し、観光関連施設の集積を図る。

下地島空港の周辺地域については、観光資源である海洋景観の保全を図るとともに、スポーツ・レクリエーション施設等の整備を促進する。

地場産業については、泡盛等の既存の製造業及び宮古上布等の伝統工芸産業の振興と併せて農水産加工業等の育成を図る。

また、観光・リゾート産業の進展に対応した土産品等の開発を促進するとともに、生産体制の強化と販路の拡大及び後継者の育成に努める。

また、中心市街地の活性化については、快適な商業環境を創出するため、中心市街地の整備改善及び商店街の活性化を促進する。

(3) 産業・生活基盤の整備

平良港については、地域の拠点港湾としての整備と併せた大型クルーズ客船

に対応した施設整備を促進する。その他の港湾については、港内静穏度の向上を図るため防波堤等の整備や旅客や観光客が快適に利用できる旅客待合所の整備を推進する。

また、空港及び港湾等広域交通拠点へのアクセス道路や地域振興を支援する道路網の整備、地域を支える公共交通基盤の整備、地域ITSの導入を促進する。

さらに、伊良部架橋の事業着手に向けて取り組むとともに、新多良間空港や高野川満線等の整備による離島間のアクセスの改善等により、交通体系の整備を行う。

また、広域的なレクリエーション需要に対応し、住民の憩いの場となる広域公園の整備に努める。

情報通信関連の環境整備を行い、情報通信産業振興地域制度を活用した企業立地や、産業、教育、医療、福祉等各分野における情報化を進めるとともに、SOHOの導入を促進する。

既成市街地における都市機能の更新、防災機能の向上、また、空洞化しつつある中心市街地の再構築のため、土地区画整理事業や市街地の再開発等を促進する。

生活排水処理については、下水道、集落排水施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活環境の保全及び公共用水域、地下水の水質保全に努める。

上水道については、水の安定供給を図るため、老朽施設の改良を促進する。

また、地域の実情に応じて教育・文化施設や公営住宅等の整備を促進し、定住条件の整備を図る。

(4) 職業能力開発機会の確保

本圏域においては、公的な職業訓練の機会が乏しいことから、地域の人材ニーズに応じ、民間の教育機関等に職業訓練を委託するなど、職業能力開発機会の確保を図る。

(5) 保健医療・福祉関連基盤の整備

圏域の中核病院である公立病院の施設・設備の整備の推進、診療体制の充実に努めるとともに、離島診療所の整備を推進する。

また、離島・へき地遠隔医療支援システムの充実等により、保健医療体制、救急医療体制及び救急搬送体制の充実強化を図る。

さらに、介護保険及び福祉関連施設の整備を促進するとともに、福祉と保健の連携による一体的なサービスを提供するための施設整備を図る。

また、保健医療及び福祉従事者の養成・確保や地域福祉の基盤整備を図る。

4 八重山圏域

【現状と課題】

本圏域には、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島、嘉弥真島、外離島及び与那国島の13の有人島と、小島、内離島の2無人島、計15の指定離島がある。本圏域は、個々の島々が貴重な野生動植物を含む優れた自然環境を有しているほか、古来より「詩の国、歌の島、踊りの里」と呼ばれ、多種多様な民俗芸能が伝承されるなど、独特の歴史的・文化的環境を有する多様性に富んだ地域である。

また、古くから台湾や中国大陸との交流が盛んな地域であり、他の圏域には見られない独特の地域間交流がある。

本圏域の人口は、48,705人(平成12年国勢調査)である。人口の動向を見ると、石垣市、竹富町では増加基調を示し、与那国町では横這いで推移している。

本圏域の課題としては、進学や就職を機会とした若年層の流出、離島地域での高齢化の進行等がある。また、環境面では赤土等の流出防止対策が急務となっている。

【振興の基本方向】

我が国の最南西端に位置する地理的条件と豊かで多様性に富んだ自然環境や歴史的・文化的特性を生かした観光・リゾート産業の振興を図る。

このため、各種伝統行事や文化財等の保存・保護を図りつつ、観光資源としての利活用に努めるとともに、新たな観光資源の開発を進める。

また、観光・リゾート産業と農林水産業、地場産業等各種産業間の連携を促進し、地域経済への波及効果の拡大を図る。

圏域外及び国外との交流ネットワークを形成するとともに、島々の自然環境を保全しつつ、各種産業の振興による雇用の創出、生活環境の改善等の定住条件の整備を図る。

(1) 産業の振興

観光・リゾート産業の振興については、石垣島を中心とした国際的な観光・リゾート地の形成を図るため、本土との航空路線の拡充、海外との航空路線の開設、国内外の大型クルーズ客船の就航などを促進し、アクセス条件の改善を図るほか、石垣港については、離島ターミナルの再編等、観光・リゾート拠点としての整備を促進する。

周辺離島間海上航路網の拡充を図るとともに、共通乗車船券の活用による周遊ルートが多様化を図り、個性あふれる島々の魅力を生かした観光を促進する。

また、イリオモテヤマネコ等の天然記念物が生息する亜熱帯自然林、マングローブ等が密集する河口域や我が国最大のサンゴ礁域を活用したエコツーリズム、農林漁業と連携した体験・滞在型のグリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを促進する。

このため、体験・滞在プログラムの作成、インストラクター等の人材育成など受入体制の整備を促進する。

さらに、ウェルネス等の健康保養をテーマとした観光や、ダイビングをはじめとするマリンスポーツの振興を図る。

観光振興に当たっては、恵まれた自然環境の保全が重要である。このため、国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターや野生生物保護センターと連携し、西表国立公園に属する石西礁湖ゾーンをはじめとするサンゴ礁の保全、貴重な生物資源の研究・保護を図るとともに、石垣市において、新たな自然国立公園の指定に向けて取り組む。併せて、エコツーリズムの拠点としての積極的な活

用を図る。

さらに、竹富島の伝統的建造物群保存地区等における歴史風土に育まれた集落景観をはじめ、民俗芸能や文化遺産等、島々の持つ魅力を生かすとともに、「石垣島トライアスロン大会」や「大海洋祭マンタピア」等各種イベントの充実を図る。

また、観光振興地域である川平地域については観光振興地域制度等を活用した観光関連施設の集積を図り、エコツーリズム重点推進地域である西表島等においては保全利用協定の締結・活用促進を図る。

与那国島においては、海底観光資源等の特異な観光資源を十分に生かすため、観光・リゾート施設の整備を促進する。

また、東南アジア等に近い同圏域の地理的特性を生かし、国境を接する台湾との交流を促進する。

農業については、土壌、気温等の土地条件及び自然条件を生かし、さとうきび、パインアップル、水稻などの生産性及び品質の向上に努めるとともに、野菜、花き、果樹、肉用牛等の生産の振興を図る。

また、観光・リゾート地域としての特性を生かし、これらの観光施設への供給等域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進を図るとともに、体験・滞在型のグリーンツーリズム等を促進する。

併せて、産地形成による生産体制の強化を図り、域外出荷を促進する。

また、これまで国営かんがい排水事業宮良川地区をはじめとして、かんがい施設やほ場整備、農道整備等各種の生産基盤の整備が実施されており、今後とも、かんがい排水事業により確保された農業用水を活用するために、末端のかんがい施設やほ場整備等生産基盤の整備を推進する。

野菜、熱帯果樹及び花きについては、栽培施設の整備や優良品種の導入により、パパイア、かぼちゃ、マンゴー、パッションフルーツ、ヘリコニア、ジンジャーなどの生産拡大を図り、拠点産地の形成や育成に努める。

肉用牛については、自給飼料基盤の整備、優良種畜の導入・育成及び飼養管理技術の改善等により供給基地としての産地形成を図るとともに、肥育によるブランド化を促進する。

さとうきびについては、農地の利用集積、葉たばこ等との輪作体系の確立や機械化一貫作業体系の確立・普及等の生産の合理化、品質向上等に努め、生産法人や農作業の受託組織の育成による生産体制の強化を促進する。

竹富町西表島においては、さとうきび、パインアップル、熱帯果樹、野菜等を中心に生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。波照間島及び小浜島においては、さとうきびを中心に野菜、肉用牛等の振興を図る。黒島においては、肉用牛の生産を振興するとともに、牛まつり等の開催により、地域活性化を促進する。与那国町においては、さとうきび、水稻及び肉用牛の生産を振興し、経営の複合化を促進する。

また、森林・林業については、森林の持つ公益的機能の維持増進、森林における体験活動等と関連づけた、新たな林業の振興を図るとともに、適正な林内路網を配置し、森林の整備を図る。特に、与那国町や竹富町小浜島等においては、季節風等の災害防止や住民の憩いの場としての森林整備を図る。

水産業については、各種学習会や巡回指導を実施し、漁業者の資質向上を図り、資源管理型漁業を推進するとともに、タカセ貝等の放流による栽培漁業やアーラミーバイ（ヤイトハタ）やモズク、シャコガイ等の養殖業の振興に努め、生産の拡大を図る。

また、八重山圏域における流通の拠点漁港である石垣漁港等や中層型浮魚礁の設置による漁場等の生産基盤を整備し、生産体制等の強化を図る

さらに、生産される水産物の県外への供給を円滑化するための流通関連施設の整備、地域資源の利活用や都市等との交流を促進するための体験漁業等ブルーリズムを推進する。

食品加工業等の製造業については、ソデイカ、モズク、シャコガイ類などの水産物やパッションフルーツなどの熱帯果実を活用した新たな特産加工品の開発を進める。八重山上布やミンサー織などの伝統工芸産業については、観光・リゾート産業の進展に対応したデザインの開発を促進するとともに、人材の育成を図り、その継承発展を図る。

中心市街地の活性化については、快適な商業環境を創出するため、中心市街地の整備改善及び商店街の活性化を促進する。

(2) 総合的な交通基盤等の整備

県内外や都市部との連携を強化し、人、物、情報等の交流の活発化を促進するとともに生活の利便性を確保するため、航空及び海上交通の輸送能力の拡大に努める。

このため、航空交通については、新石垣空港の建設を推進するとともに、与那国空港についても本格的なジェット化空港に向けての整備を推進する。

また、航空路線網の維持・拡充を促進する。

海上交通については、石垣港は本圏域における拠点港湾として整備を推進するとともに、観光・リゾート拠点形成を図るためのコースタルリゾートプロジェクトの促進を図る。

また、内外の大型クルーズ船の就航に対応した施設の整備を促進する。

その他の港湾については、定期船の大型化、フェリー化、高速化に対応した岸壁等係留施設、港内静穏度向上を図る防波堤等外郭施設の整備をはじめ、旅客待合所の整備や高齢者等に配慮した施設のバリアフリー化を図る。

さらに、船舶の航行の安全確保や各離島間の海上交通網の拡充を図るとともに、住民の生活航路となっている路線の維持・確保を支援する。

道路については、住民生活の安全性、利便性の向上及び観光・リゾート産業等の振興に資する道路網の整備を推進する。

このため、新石垣空港へのアクセス道路の整備を推進するほか、観光振興地域である川平地域において、観光関連施設などを連絡する道路等の整備を図る。

また、亜熱帯の豊かな自然に恵まれ大半が国立公園に指定されている西表島については、自然環境保全に配慮しながら白浜南風見線の整備を図る。

(3) 保健医療・福祉関連基盤の整備

圏域の中核病院である公立病院の施設・設備の整備の推進、診療体制の充実に努めるとともに、離島診療所の整備を推進する。

また、離島・へき地遠隔医療支援システムの充実等により、保健医療体制、救急医療体制及び急患搬送体制の充実強化を図る。

さらに、介護保険及び福祉関連施設の整備を促進するとともに、福祉と保健

の連携による一体的なサービスを提供するための施設の整備を図る。

保健医療及び福祉従事者の養成・確保や地域福祉の基盤整備を図る。

(4) 職業能力開発機会の確保

本圏域においては、公的な職業訓練の機会が乏しいことから、地域の人材ニーズに応じ、民間の教育機関等に職業訓練を委託するなど、職業能力開発機会の確保を図る。

(5) 産業・生活環境基盤の整備

水の安定供給を図るため、観光客の入域者数の増大に対応した新たな水資源の開発、老朽施設の改良を進めるとともに、水道事業の広域化等により水道事業の経営基盤の強化を促進する。

また、豊かな自然環境を保全しつつ、観光・リゾート産業、水産業等の振興を図るため、流域協議会の活動を促進し、総合的な赤土等流出防止対策を推進する。

生活廃水処理については、下水道、集落排水施設の整備及び接続率の向上を図るとともに、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活環境の保全及び公共水域の水質保全に努める。

循環型社会を構築するため、廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理及び廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、効率的な輸送体制の整備を図るなど静脈物流システムの構築を図る。

さらに、太陽光、太陽熱、風力等を利用した環境に優しい新エネルギーの導入促進や自然エネルギー供給モデル地区の形成を図る。

また、既成市街地における都市機能の更新、防災機能の向上のため、土地区画整理事業等を促進する。

エコツーリズム等、自然体験学習に対応し、住民の憩いの場として、また、観光・リゾート産業の振興にも資する広域公園の整備を推進する。

情報通信基盤の高度化及び拡充を図るとともに、産業、教育、医療、福祉等各分野における情報化を促進する。

また、情報通信産業振興地域制度を活用し、企業立地の可能性を検討するほか、圏域の自然等を生かしS O H Oの導入を促進する。

さらに、民間放送テレビ・ラジオの難視聴解消を促進する。

地域の実情に応じて教育・文化施設や公営住宅等の整備を促進し、定住条件の整備を図る。